

2016年1月より マイナンバー制度がスタートします

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)とは
日本国民と日本在住の外国人に一人ひとつ割り当てられる番号で、
複数の機関に存在する個人情報をつなぎ、
各機関間での情報提供を可能とする制度の事です。

マイナンバー制度開始の流れ

2015年10月よりお住まいの市区町村から、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号が記入された「通知カード」が送付され、2016年1月から利用開始となります。

2015年(平成27年)

2016年(平成28年)

2017年(平成29年)

10月～
「通知カード」送付

- 氏名
- 住所
- 生年月日
- 性別
- 個人番号

通知カード	
個人番号	123456789123
生年月日	00年00月00日
性別	男
氏名	□□□□
住所	□□県□□市

1月
「マイナンバー制度」開始

支払い調書や源泉徴収票に
個人番号を掲載



個人専用ポータルサイト
「マイポータル」※設置予定

※利用者が自宅のパソコンや行政機関等に設置されたパソコンから、自己の情報や各種行政サービス
を閲覧できるとともに、各種手続きも行うことが
できる個人専用のインターネットサイトです。

マイナンバー制度開始により 給与支給者は従業員から提供される 個人番号の受付業務が発生します

個人番号の提供

[提供書類]

- 提供書
- 通知カード写し
- 本人確認書類等

[対象者]

- 従業員
- パート
- アルバイト等



マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です

個人番号の受け入れ

- 個人番号提供の案内
- お問い合わせ対応
- 関連書類の受け入れ/管理
- 書類の不備有無の確認
- 本人確認書類で本人確認
- 提供内容の確認
- 不備がある場合の連絡
- 不備分再提供の受け入れ
- 書類の整理/保存
- その他

受け入れた個人番号

- 人事給与システムへ登録
(源泉徴収票等へ記載)

[検討事項]

- 各種外部機関向けデータ作成
健康保険組合
- その他

発生する
業務は意外と多い



上記のことでお困りのことがあれば
アソウ・アカウンティングサービスにおまかせください。

お問い合わせは

株式会社アソウ・アカウンティングサービス

〒810-0001 福岡市中央区天神二丁目8番41号 TEL092-711-5700

E-mail:aas-info@ahc-net.co.jp 受付時間 9:30~17:30(土・日・祝日・年末年始を除く)

